

ご利用上の注意

- 1 平成 17 年 10 月 1 日現在の人口，世帯数については，同日を基準日とする平成 17 年国勢調査の結果（概数）を掲載しており，その増減は，原則として前回（平成 12 年国勢調査確定値）と比較しています。
- 2 西京区と伏見区の本所，支所別の数値は，次の国勢統計区によって集計しています。

西京区 本所 嵐山東，松尾，松陽，桂川，桂徳，桂，桂東，川岡，川岡東，檜原
洛西支所 大枝，桂坂，新林，福西，境谷，竹の里，大原野

伏見区 本所 竹田，住吉，板橋，下鳥羽，久我，久我の杜，羽束師，淀，美豆，
納所，横大路，南浜，向島，向島南，向島二ノ丸，向島二ノ丸北，
向島藤ノ木，桃山，桃山東，桃山南
深草支所 稻荷，砂川，深草，藤ノ森，藤城
醍醐支所 北醍醐，醍醐西，醍醐，池田，池田東，小栗栖，小栗栖宮山，石田，
日野，春日野

国勢統計区とは

国勢統計区は，昭和 28 年以降促進された市町村の合併のため，市町村の区域が拡大したことにより，市町村内の小地域に係る統計の作成の必要性が高まったことを考慮して，昭和 45 年国勢調査のときに初めて設定されたものです。

この国勢統計区は，原則として，人口 20 万人以上の市及び人口 20 万人未満の県庁所在地を対象として，市の行政上の利用を考慮し，かつ，人口 1 万人程度の恒久的な地域として設定されています。なお，本市では，おおむね元学区を基礎に設定しており，平成 17 年国勢調査では 225 の国勢統計区を定めています。

- 3 京都市の年齢別推計人口は，行政区別を最小単位とし，平成 7 年国勢調査以後は 3 箇月ごと（1 月，4 月，7 月，10 月）に推計しています。推計方法は，該当日の住民基本台帳人口の年齢別人口を基に直近の国勢調査結果人口と同時点の住民基本台帳人口との年齢別の人口差の割合を乗じる方法によっています。
- 4 統計表の数字の単位は，表の左上に掲げ，単位未満は四捨五入を原則としましたので，総数とその内訳の計とが一致しない場合があります。また，数字の単位が表の左上に掲げていない場合の単位は，人口については「人」，世帯については「世帯」です。
- 5 統計表中の符号の用法は，次のとおりです。

「 - 」	該当数値のないもの
「 」及び「 - 」	比較減を表すもの
「 ... 」	数値が得られないもの
「 0 」	単位未満又は増減なし
「 」	訂正值